

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 4月 1日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530085

研究課題名（和文） 事業譲渡と株主・消費者・労働者保護に関する法的研究

研究課題名（英文） Protection of Creditors in Disposition of Corporate Assets

研究代表者

山下 眞弘（YAMASHITA MASAHIRO）

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：20108781

研究成果の概要（和文）：本研究は、事業譲渡および会社分割をめぐって、さまざまな会社債権者をいかにして保護するかについて検討するものである。事業譲渡および会社分割によって、譲渡会社・分割会社の債権者が害されることのないようにするには、法人格否認法理の適用や詐害行為取消権の行使などさまざまな手段がありうるが、本研究では、民法の詐害行為取消権を新たに会社法の中に位置づけることを提案するものである。なお、本研究の結論方向は、後の改正会社法の中間試案でも維持されている。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on protection of creditors in disposition of corporate assets and scission. After considering the legal system relating to fraudulent transfer or piercing the veil of corporate entity, further study of the new formation of corporation law and/or civil law is necessary.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：事業譲渡、会社分割、株主保護、消費者保護、労働者保護、詐害行為取消権

## 1. 研究開始当初の背景

本研究が事業譲渡および会社分割をめぐって生じる各種債権者（株主、消費者、労働者）の利害調整を検討の対象にするのは、次のような事情によっている。事業譲渡等に伴う利害関係人としては、会社法では従来、株主と会社取引関係者との利害対立を中心に、検討がなされてきたという背景がある。しかし、会社をめぐる債権者は、これに限定されないのが、現実である。

とりわけ、会社法では意識的に保護の対象とされない労働者の地位をどのようにして保護するかという議論は、主として労働法学の研究対象とされてきたが、本研究は、会社における重要な人的要素を占める労働者の地位について、会社法学でも検討の視野に入れるべきであるという問題意識に基づいている。これまで、会社法と労働法の交錯する課題については、会社法学からする詳細な検討は避けられてきた嫌いがある。本研究では、

このような学界状況に対して、反省を迫ろうと試みるものである。一般債権者と同じく単なる賃金債権を有する労働者に限らず、会社との継続的地位である雇用関係という地位の保護を対象とする会社法学からの研究は従来ほとんど見られない。これに加えて、本研究では、消費者の保護にまで検討対象を広げるものである。

さらに、本研究は、事業譲渡の場面を中心に据えながらも、これと類似の機能を果たす会社分割との関係で、両者を比較検討しようとするものである。事業譲渡に遅れて規制が置かれた会社分割は、会社法の制定後、ますます事業譲渡に接近してきたということが出来る。そこで、本研究では、両者を同一平面上において、会社分割に特有の性質が果たして存在するのかについて、疑念を持ちながら検討しようとするものである。

本研究に先立ち、これまでもさまざまな研究準備が継続されてきており、科学研究費補助金も得てきた。直近のものとしては、平成16年度から2年間、「会社組織再編をめぐる商法と税法の連携に関する研究」について、基盤研究(C)研究代表者として、研究成果をまとめ著書・論文の形で公表してきた。その5年前にも、本研究に直結する課題「企業再建と当事会社の責任—倒産企業をめぐる日米の比較研究」に関して、財団法人全国銀行学術研究振興財団より研究助成を受けている。これらの準備段階を経て、本研究が進められた。

本研究開始までの準備段階でも、会社法と隣接する法分野との接点を意識しながら、会社法と税法、経済法、消費者法、労働法の諸分野との関連問題について、一定程度は検討をしてきた。本研究では、これらをさらに発展させることを意図している

## 2. 研究の目的

企業倒産が目立つ今日、倒産を回避するために、第二会社を設立して、そこへ黒字の事業および資産を移転して、もとの会社を倒産させることによって生き延びようとする会社が後を絶たない状況となっている。このような行為は、譲渡会社の債権者を害する危険性の高い。これをいかに防止するかが問われている。本研究は、この問題を会社法のみならず、隣接する諸法との関係で解決する試みをなすものである。

この場面における利害関係者は、相当に複雑なものとなる。譲渡会社の債権者には、取引相手のみならず、雇用されている労働者および消費者も存在する。事業の譲受会社にも債権者がおり、その債権者との関係でも利害関係が生じる。さらには、譲受後に生じる債権者も視野に入れなければならない。これに加えて、譲渡会社の債権者内部でも、元の会

社に留まる残存債権者と譲受先に移される債権者との間でも不公平が生まれる。

これらの問題を解決するには、譲渡会社と譲受会社との法人格を一体のものとする解決（法人格否認の法理）、また、民法の力を借りて詐害行為取消権の行使で解決する方法、さらには、譲渡会社と同一類似の商号を譲受会社が用いる場合に、会社法22条によって解決するなど、さまざまな方法が検討されてきたが、いずれも完全な解決とはいえない。移された事業を取り戻すことは、譲受会社の倒産を招くこととなり、無効や取消による巻き戻しは避けなければならない。

以上みてきたように、本研究が対象とする課題は、きわめて困難なものであり、未解決の問題である。本研究は、これらに挑戦しようとするものである。

## 3. 研究の方法

本研究は、①文献調査、②ヒアリング調査、③資料収集調査の3つの方法を採用して行った。加えて、④学会および各種研究会での議論も活発に行った。

(1) 文献調査では、会社法、民法、労働法、消費者法、さらには税法など幅広い視点から、課題に係る問題を厳選抽出して、詳細に検討を行った。

(2) ヒアリング調査としては、21年度には、アメリカのニューヨーク大学(NYU)、コロンビア大学、ワシントン大学(UW)、フォーダム大学、およびペイス大学の各ロースクールを訪問し、22年度は、フランスのパリ第1大学を訪ね、さらに、23年度には、ドイツのミュンヘン大学およびマックスプランク研究所を訪問して、それぞれ研究者や実務家から有益な情報を得ることができた。大学および各種研究機関に限らず、それぞれの訪問国に所在の法律事務所等でのヒアリング調査も現地の実態を知る上で極めて有益であった。

(3) 資料調査についても、上記②の訪問先において、現地での最新資料を収集することができた。

(4) 日本私法学会「商法改正」シンポジウムでの議論に参加し、さらに早稲田大学商法研究会、関西商事法研究会などでも研究報告を行った。

## 4. 研究成果

(1) 本研究の課題については、とくに事業譲渡・会社分割における債権者保護と詐害行為取消権に関して、学界でも会社法改正が議論されており、平成22年10月の第74回日本私法学会シンポジウム「商法の改正」でも採

り上げられ、現在、改正会社法の間題試案も出されている。筆者は私法学会での議論にも参加し、この研究成果をもとに立法論を展開したが、そこでの議論は中間試案にも反映されている。

(2) 労働者保護については、とくに会社分割の場面で困難な問題が生じているので、これに焦点を当て、IBM 事件を素材にして検討を進めた。通常は、会社分割であれ事業譲渡であれ、存在する会社で労働の場が与えられれば、労働者は保護されたかに見える。しかし、行き先が不採算部門の集中する会社であれば、もとの会社に留まるのが有利である。労働契約承継法を擁する会社分割は、譲渡される部門に専属の労働者は基本的に移動させられることとなっており、しかも労働者の同意を要しないところに問題が潜んでいる。これに対し、事業譲渡の場合であれば、民法規定が適用されて、労働者の同意が要件となっているため、勝手に移動させられない。

IBM 事件では、このことが問題となった。本来は労働法学界で論じられる課題であるが、会社法は沈黙してよいのかが問われている。事業譲渡や会社分割は会社法の規制対象なのである。その舞台で生じている問題について、無関心であることが許されるのかが問われ、不当な場合は、会社分割無効の訴えなどの対象となるか、詐害行為取消の対象になるのかが問題となる。しかし、すべてを巻き戻すことから生じる更なる派生問題を防止することにも目配りしなければならず、これには完全な解決は導きがたいことが理解される。

(3) 事業譲渡および会社分割と株主保護については、これまでも研究成果が蓄積されているが、残された問題も少なくなかった。本研究では、合併無効と対比して、会社分割無効の訴え等をめぐる諸問題を検討し、とくに巻き戻しを避けることに意を用いた。その他の面で、株主の保護は、事業譲渡・会社分割の明確化によっても実現する必要がある。この点については、とくに事業の重要な一部に関する検討とのかかわりで、従来から検討を重ねて、一定の解決をみてきた。

(4) 事業譲渡と会社分割との関係について、従来からこれを明らかにする必要があった。会社法が制定されて以来、両者の区別が不明瞭となり、たとえば、労働者保護を考える場合でも、両者の制度の使い分けが濫用されていると評価されてもやむをえない事例もみられる。その一例として、IBM 事件がある。本研究は、両制度の比較検討も行った結果、基本的には、現在の両制度は実質上同じものと評価できるのではないかという結論に至

った。

(5) 海外における調査から得られたものとしては、とくに幅広い人的ネットワークが構築されたことが挙げられる。相当な分量の研究資料の収集も実現でき、現在、分析を進めている。

事業譲渡と労働契約関係について、フランス労働法典によれば、企業組織の変動で労働契約が事業の移転先に承継されると定められている。しかも強行的に承継されるのは、雇用確保にその目的があるが、その後の整理解雇が否定されるものではなく、結局のところ、解雇が延期されたのと同じであるとの見方もできる。ドイツにおいても、同様の傾向にあるが、承継を望まない労働者には異議申立権がみとめられているようである。

これら両国の規制のあり方は、事業譲渡であるか会社分割であるかによって、その取扱いを異にする日本法と相当に異なっているということが出来る。

アメリカでも、日本法と異なって企業再編の形態による区別はない。雇用契約のような個人的サービス契約は合併の場合であっても包括承継の対象とはされず、労働契約は企業再編によって終了する。新設会社に雇用関係の継続を望むのであれば、新たな契約を締結するほかない。労働関係の問題は労働法の問題として割り切って位置づけられている。アメリカ会社法については、株主保護との関係では、過去からこれまでも調査してきた模範会社法等の規制が、ひとつの参考となったが、労働者保護については、シアトルのワシントン大学でのヒアリング調査が有益であった。労働者の保護は日本と異なって、相当にドライな割り切り方をするという印象を受けた。

(6) 最後に、今後の研究に向けて参考となる判例が最近みられる。会社分割に関する判例であるが、平成 23 年 10 月 27 日の福岡高裁判決（平成 22 年（ネ）第 179 号）がそれである。原審が法人格否認の法理により新設会社が責任を負うとしたのに対し、本高裁判決は、それを取り消し、詐害行為取消権の行使によって新設会社の責任を認めた注目すべき判決である。

両判決では結果の方向は同じではあるものの、責任を認める理由づけが異なることから責任の程度が異なる。これまで新設会社の責任を認めるかどうかの議論が盛んであったが、本判例は責任を肯定するという前提で、理由づけの論争に議論の中心が移っていることに留意したい。しかも、その理由によって責任の大きさが異なるのであるから、理由をどのように考えるかが重要といえる。今後の研究にとって重要な視点が提供された。

本研究においても、この点についてはす

に問題意識はあったが、法人格否認法理の適用を避けるという方向性を示してはいたが、責任の程度を意識の中心にすえた検討はしてこなかったといえる。今後の課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① 山下真弘、判例にみる濫用的会社分割と債権者・労働者の保護—事業承継をめぐる解釈論の限界—、阪大法学、査読無、61巻3・4号、2011、5—35
- ② 山下真弘、会社分割が詐害行為に当たるとしてその取消しを認めた第1審判決が是認された事例—ユニ・ピーアール事件—、金融・商事判例、査読無、1377号、2011、2—6
- ③ 山下真弘、財産引受けの無効主張と信義則、別冊ジュリスト会社法判例百選(第2版)、査読無、205号、2011、16—17
- ④ 山下真弘、商号を続用する事業譲受人の責任と債権者の認識、私法判例リマークス、査読無、43号、2011、78—81
- ⑤ 山下真弘、事業承継会社責任規制の立法論的検討—商号続用基準か詐害性基準か—、阪大法学、査読無、60巻5号、2011、1—22
- ⑥ 山下真弘、会社分割における労働契約承継手続違反の有無とその効果—日本IBM事件—、金融・商事判例、査読無、1348号、2010、2—6
- ⑦ 山下真弘、一人会社における取締役の対会社責任の免除、金融・商事判例、査読無、1329号、2009、23—27
- ⑧ 山下真弘、事業の重要な一部の譲渡と株主総会の特別決議、ジュリスト増刊会社法の争点、査読無、2009、198—199

⑨ 山下真弘、会社分割と事業譲渡規制の類推—商号続用責任を中心として—、

阪大法学、査読無、59巻2号、2009、1—21

[図書] (計2件)

- ① 山下真弘、奥島孝康先生古稀記念第1巻〈上篇〉現代企業法学の理論と動態(共著、成文堂)、査読無、2011、547—566(全674)
- ② 山下真弘、奥島孝康・落合誠一・浜田道代編、新基本法コンメンタール会社法2(共著、日本評論社)、査読無、2010、407—417(全558)

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

山下 真弘 (YAMASHITA MASAHIRO)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：20108781